

## 米国向け輸出エビ製品に関する証明書の発行に関する取扱要領

30 水漁第 5 5 6 号

平成 30 年 7 月 24 日

水産庁長官

### 1. 趣旨

水産庁は、米国政府が米国向けに輸出されるエビ製品について、ウミガメの保護において問題ないことの証明書（以下「証明書」という。）を求めていることに対応するため、米国に日本産のエビ製品を輸出しようとする者（第三国を経由して米国に間接輸出しようとする者を含む。以下「輸出者」という。）から証明書の発行申請があり、審査の結果、適当と認めるときは、本要領に基づいて証明書を発行するものとする。

### 2. 対象エビ製品

対象エビ製品は、次の（１）又は（２）により生産又は漁獲されたエビを原料とした製品であって、別表の米国関税番号に該当するエビ製品とする。

- （１）養殖により日本国内で生産されたエビ（収穫される前日までに 30 日以上日本国内の養殖施設内で飼育されたものに限る。）
- （２）北海道海面漁業調整規則（昭和 39 年 11 月 12 日付け北海道規則第 132 号）第 5 条に規定するえびかご漁業の許可であって、当該許可に付した操業区域の条件が次の北海道水産林務部通知における操業区域の範囲内であるものを受けた者（以下「特定えびかご漁業許可者」という。）により漁獲されたホッコクアカエビ
  - ① 「えびかご漁業の許可等に関する取扱方針（日本海海域）」（平成 28 年 12 月 16 日付け北海道水産林務部通知）
  - ② 「えびかご漁業の許可等に関する取扱方針（後志振興局管内沖合海域）」（平成 29 年 1 月 31 日付け北海道水産林務部通知）

### 3. 証明書の発行手続

- （１）証明書の発行を申請する輸出者は、証明申請書（様式 1）を、必要事項を記入した証明書案（様式 2）及び（２）に掲げる書類を添付して、水産庁に提出する。
- （２）証明書の申請に必要な添付書類は、証明書案に記入されたエビ製品に関する次の書類とする。ただし、水産庁担当官が証明書案に記入された内容を確認するために必要と認め、追加の書類の提出を指示したときは、当該書類を提出するものとする。

① 2の(1)に該当するエビを原料とした製品を輸出しようとする場合

エビを収穫した漁業者からエビ製品の輸出者に至るまでの間のすべての取引に係る売買関係書類(売渡人及び買受人の名称及び所在地、売買年月日、売買数量並びに売買品目が確認できる書類とする。以下同じ。)の写し

② 2の(2)に該当するホッコクアカエビであり、かつ、特定えびかご漁業許可者が所属する漁業協同組合(以下「所属漁協」という。)に出荷されたホッコクアカエビを原料とした製品を輸出しようとする場合

ア. 所属漁協が発行する販売伝票(特定えびかご漁業許可者により漁獲されたホッコクアカエビであることが分かる販売伝票とする。)の写し又は以下の内容が記載された販売証明書

(イ) 所属漁協の名称、所在地及び組合長の押印

(ロ) 発行日

(ハ) 販売先の名称及び所在地

(ニ) 販売したホッコクアカエビの販売日及び販売数量

(ホ) (ニ)が特定えびかご漁業許可者により漁獲されたホッコクアカエビである旨

イ. 所属漁協の出荷先から輸出者に至るまでの間のすべての取引に係る売買関係書類の写し

③ 2の(2)に該当するホッコクアカエビであり、かつ、所属漁協に出荷されていないホッコクアカエビを原料とした製品を輸出しようとする場合

ア. 特定えびかご漁業許可者の漁業許可証の写し

イ. 特定えびかご漁業許可者から輸出者に至るまでの間のすべての取引に係る売買関係書類の写し

④ 輸出者から委任を受けた者が代理申請を行う場合

①から③までの各場合に係る書類のほか、代理申請委任状

(3) 水産庁は、当該申請を審査した結果、次の要件を満たすものと認めるときは、輸出者が提出した証明書案(様式2)に同庁担当官が署名した証明書を発行するものとする。

① 2の(1)又は(2)に該当するエビを原料とした製品であることが確認できること。

② 申請書の記載事項に不備がなく、必要書類が添付されており、かつ、その記載内容が適正であること。

③ 証明書の発行を申請した者又は当該申請に係る水産物の取引に関与した者が、申請を行う日前3年以内に、申請に必要な書類における虚偽又は不実の記載、当該書類の

偽造、行使の目的による証明書の偽造その他の証明書に関する不正を行っていないこと。

#### 4. その他

- (1) 証明書の発行申請は、次の水産庁担当官宛てに申請書類を持参、郵送、電子メール等により行うものとする。

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室 輸出担当

住所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）（内線 6610）

03-3501-1961（直通）

E-mail：export-certificate@maff.go.jp

- (2) 水産庁は、証明書の発行に当たって必要があると認めるときは、都道府県に対し、当該都道府県の所管漁業に係る情報提供等の協力をお願いすることがある。

#### (別表) 米国関税番号

0306.16	冷凍したもの（コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの））
0306.17	冷凍したもの（その他のシュリンプ及びプローン）
0306.35	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの（コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの））
0306.36	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの（その他のシュリンプ及びプローン）
1605.21	調製品（シュリンプ及びプローン（気密容器入りでないもの））
1605.29	調製品（シュリンプ及びプローン（その他のもの））